

福岡県公報

平成17年 8 月22日
第 2 4 2 8 号

目 次

告 示 (第1588号-第1600号の2)

○土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分	(農地計画課) 1
○廃川敷地等の発生	(河 川 課) 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課) 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(監査保護課) 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課) 4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課) 4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(監査保護課) 4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課) 4
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課) 5
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(監査保護課) 6
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課) 6
○家畜伝染病の発生	(畜 産 課) 6
○落札者等の公示	(環境保全課) 6
○機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課) 7

正 誤

○道路の区域の決定 (平成十二年五月福岡県告示第八百四十号) 中正

誤 8

告 示

福岡県告示第1588号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年 8 月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
ニレノ木土地改良事業共同施行	田川市大字伊田 (ニレノ木地区)	平成17年 7 月25日

福岡県告示第1589号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県久留米土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 8 月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 河川の名称
筑後川水系上津荒木川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年 8 月 1 日
- 廃川敷地等の位置
久留米市荒木町白口字栗ノ内1290番 1 地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地

156.17㎡

福岡県告示第1590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	上高橋線 善導寺	前	久留米市善道寺町飯田398番1先から 同市善道寺町飯田380番1先まで	6.0 ～ 9.8	101.0
			後	同上	8.0 ～ 13.4	101.0
飯 塚	県 道	飯 塚 線 山 田	前	飯塚市大字下三緒108番1先から 同市大字下三緒57番86先まで	16.2 ～ 36.8	74.8
			後	同上	16.2 ～ 26.6	74.8
那 珂	県 道	福 岡 線 筑 紫 野	前	大野城市大字上大利595番2先から 同市大字上大利612番1先まで	22.0 ～ 26.0	137.4
			前	大野城市大字上大利595番3先から 同市大字上大利612番4先まで	9.5 ～ 22.5	160.0

			前	大野城市大字上大利595番2先から 同市大字上大利612番1先まで	2.0 ～ 2.0	165.0
			後	同上	22.0 ～ 26.0	137.4
那 珂 県 道		筑 紫 野 線 太 宰 府	前	筑紫野市大字山家2033番1先から 同市大字山家2044番13先まで	15.8 ～ 41.8	38.4
			後	同上	12.0 ～ 50.0	38.4

福岡県告示第1591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	英 彦 山 線 香 春	前	田川郡添田町大字津野1735番4先から 同郡同町大字津野2209番1先まで	5.6 ～ 12.5	215.0
			後	同上	8.8 ～ 12.5	215.0

田川	県道	添田線 小石原	前	田川郡添田町大字中元寺761番先から 同郡同町大字中元寺778番28先まで	4.5 ～ 11.0	45.0
			後	同上	7.0 ～ 31.0	
田川	県道	今任原線 伊田	前	田川市大字伊田3467番1先から 同市大字伊田3450番12先まで	6.5 ～ 9.0	124.0
			後	同上	11.0 ～ 12.2	
田川	県道	位登線 糸田	前	田川市大字位登856番1先から 同市大字位登1260番1先まで	7.2 ～ 8.5	42.0
			後	同上	7.8 ～ 11.8	

福岡県告示第1592号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
宰生69	天拝坂クリニック	太宰府市大字大佐野78-8-1	17・8・1
筑生94	つつみ脳神経外科クリニック	筑後市大字蔵数642-7	17・6・1
久生637	医療法人柴田循環器科内科医院	久留米市野中町字三十六1454-4	17・7・1

久地生16	平和クリニック	三井郡大刀洗町大字高樋2499-21	17・7・1
嘉生233	内田外科内科医院	嘉穂郡桂川町大字土居1270-10	17・7・1
中生80	通谷メンタルクリニック	中間市鍋山町1-8	17・8・1
粕生歯19	うみ歯科医院	糟屋郡宇美町宇美4丁目1-3 丸和メディカルビル3F	17・8・1
像生歯59	大島歯科診療所	宗像市大島1817	17・8・1
前生薬35	株式会社大賀薬局前原店	前原市前原東1丁目6-27	17・7・1
八女生薬30	山内薬局	八女市大字山内字上町582	17・7・1
甘生薬34	小田調剤薬局	甘木市大字小田1494-2	17・7・1
久生薬195	薬局すわの	久留米市諏訪野町1779-13	17・8・1
鞍生薬34	ひばり薬局宮田店	鞍手郡宮田町大字本城隠谷1755-4	17・7・1
田川生薬39	一本松調剤薬局	田川郡香春町大字中津原1251-1	17・5・1

福岡県告示第1593号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
久生142	浮亀産婦人科医院	久留米市原古賀町24	17・6・30
久生488	柴田循環器科内科医院	久留米市野中町三十六1454-4	17・6・30
嘉生147	内田外科内科医院	嘉穂郡桂川町大字土居字中原1270-10	17・6・30
行生57	有門医院	行橋市大字元永547	17・3・31
久生薬74	ユリックス薬局	久留米市東町496西井ビル1F	17・5・31
甘生薬18	小田調剤薬局	甘木市大字小田1494-2	17・6・30

鞍生薬30	ひばり薬局	鞍手郡宮田町大字本城字隠谷1755-4	17・6・30
田川生薬10	一本松薬局	田川郡香春町大字中津原1251-1	17・3・31

福岡県告示第1594号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
行生92	しんもと産婦人科クリニック	しんもと産婦人科	行橋市行事7丁目7-2	16・4・26
北生歯215	いずみ歯科医院	いずみ歯科小児歯科医院	糟屋郡宇美町大字字美5-10-1	17・7・1
田川生歯107	丸の内歯科医院	丸の内歯科丸の内こども歯科	田川郡大任町大字今任原有次3077	17・7・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
遠生114	菊地クリニック	遠賀郡水巻町大字頃末1633-59	遠賀郡水巻町中央7-23	17・6・3
北生歯215	いずみ歯科小児歯科医院	糟屋郡宇美町大字字美4-1-3	糟屋郡宇美町大字字美5-10-1	17・7・1
嘉生歯79	医療法人良淳会西川歯科医院	嘉穂郡稲築町大字鴨生72-30	嘉穂郡稲築町大字鴨生485-8	17・7・1
粕生薬44	タケシタ調剤薬局新宮店	糟屋郡新宮町大字下府1438-1	糟屋郡新宮町美咲2丁目1-41	17・6・1

福岡県告示第1595号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
久生マ8	山本志国（グローバル鍼灸治療院）	久留米市津福本町1642-1	17・7・21
大生柔41	添島信也（そえじま整骨院）	大牟田市大字歴木1823-9	17・7・1
像生柔15	鈴木和仁（和楽堂整骨院）	宗像市栄町12-9	17・8・4
福津生柔1	古野寛之（ひなた整骨院）	福津市東福岡3丁目2-1	17・7・21

福岡県告示第1596号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生柔28	添島整骨院歴木分院	大牟田市大字歴木1823-9	17・6・30

福岡県告示第1597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大居109	不知火ケアサービス ーション	大牟田市不知火町2丁目139	17・7・1
大居110	有料老人ホーム杏	大牟田市大字倉永76-1	17・8・1
大支55	ケアプランサービスすみ れ	大牟田市大字勝立458-1	17・7・1
大支56	社会保険大牟田天領病院 ケアプランセンター	大牟田市天領町1丁目100	17・7・1
久居165	特定非営利活動法人松本 介護サービス	久留米市西町686-9	17・7・7
久居166	介護センター虹	久留米市大善寺町夜明字六反田 487-4	17・7・1
久居168	グループホームみどりの うた	久留米市東櫛原町1647-6	17・7・1
直居57	さわやか直方館	直方市大字山部442-1	17・8・1
直居58	さわやか直方館デイサー ビスセンター	直方市大字山部442-1	17・8・1
飯支39	ケアプランセンター太陽 と海	飯塚市新立岩7-22	16・7・1
飯居90	介護サービス・いこい	飯塚市大字幸袋781-107	17・8・1
飯居91	すまいるホーム三緒	飯塚市大字上三緒445	17・7・14
田支45	ケアプランおかべ	田川市大字夏吉1226-7	17・7・1
田居103	K S あらき	田川市大字伊加利2034-87	17・6・1
田支44	ケアプランセンターあい あい	田川市大字糶2595-4	17・6・1
田居104	エース訪問介護サービス	田川市大字伊田5435-1	17・7・1
山居21	ケアハウスやまだきしろ	山田市大字上山田531-21	17・4・1
像居31	デイサービスまりし	宗健市東郷6丁目2-10	17・7・1
像居32	さくらデイサービス日の 里	宗像市日の里6丁目5-3	17・7・1

粕支10	ケアパートナー篠栗居宅 介護支援事業所	糟屋郡篠栗町大字尾仲555-1 -1	17・7・1
粕居33	ケアパートナー篠栗	糟屋郡篠栗町大字尾仲555-1 -1	17・8・1
遠居77	ヘルパーステーションえ びつ	遠賀郡岡垣町高陽台3丁目5- 7	17・8・1
う支7	ケアプランサービスいな ほ	うきは市吉井町鷹取1243	17・7・1
久居167	グループホームはまの里	久留米市城島町浜宮の前226- 2	17・6・1
久居169	ケアハウスふれあい荘	久留米市城島町上青木字岡ノ木 165	17・1・1
山門居23	グループホーム陽だまり	山門郡瀬高町大字小川1152-4	17・8・1
山門居24	デイサービス青空	三池郡高田町大字南新開190- 1	17・7・1
田川居173	ヘルパーケア添田ライフ	田川郡添田町大字庄1135-1	17・8・1
田川居174	訪問介護夢	田川郡赤池町大字赤池61-4	17・8・1
田川居172	ケアホーム風乃音	田川郡大任町大字今庄原1600- 1	17・8・1

福岡県告示第1598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
像居30	ヘルパーステーシ ョンむらかみ	ヘルパーステーシ ョンひまわり	宗像市樟陽台1丁目1 -3	17・8・1

直居59	ケア・ワーカーズ ステーションゆめ はうす	ふくし生協ゆめは うす	直方市大字上新入3001 - 1	17・7・1
------	-----------------------------	----------------	---------------------	--------

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大介訪1	おおむた訪問 看護ステーション	大牟田市笹原町2丁目 5-9	大牟田市笹原町2丁目 6-3	13・11・1
大居2	ヘルパーステ ーションちく び	大牟田市笹林町2丁目 5の9	大牟田市高砂町16	17・7・5
大支32	医療法人親仁 会 おおむた 訪問看護ステ ーション	大牟田市笹林町2-5 -9	大牟田市笹林町2丁目 6-3	13・11・1
大居88	ヘルパーステ ーション虹	大牟田市笹林町2丁目 5-9	大牟田市高砂町16	17・7・5
山居16	山田訪問介護 サービスかえ で	山田市大字下山田711	山田市大字上山田437 -10	17・6・10
直居59	ふくし生協ゆ めはうす	鞍手郡鞍手町大字中山 3518-16	直方市大字上新入3001 - 1	17・7・1
田川支64	ケアプランセ ンターわかば	嘉穂郡穂波町大字小正 字中田21-6	田川郡金田町大字金田 275-18	16・10・13

福岡県告示第1599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
飯介歯114	アイ歯科吉原町	飯塚市吉原町1-31 佐藤ビル 1F	17・7・31
像居10	医療法人社団原道会 デ イケアセンターまりし	宗像市東郷6丁目2-10	17・6・30
田川居72	ヘルパーケア添田ライフ	田川郡添田町大字庄1135-1	17・7・31
田川居127	ケアホーム風乃音	田川郡大任町大字今任原1600- 1	17・7・31

福岡県告示第1600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
築上郡大平村大字東上 (東下地区第5換地区)	平成17年8月11日

福岡県告示第1600号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	宗像市吉留1542	17・8・9

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
I C P分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県保健環境研究所
 - (2) 所在地
福岡県太宰府市大字向佐野39
- 3 落札を決定した日
平成17年7月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
新川電機株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅南2丁目11番12号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）
44,625,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成17年6月1日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第177号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条の6第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及

び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第8条の規定により公示する。

平成17年8月22日

福岡県公安委員会

- 1 機械警備業務管理者講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成17年9月28日（水）から 同年9月30日（金）までの間	午前9時から 午後5時まで	福岡市博多区博多駅東2丁目4番31号第5 岡部ビル4階 福岡県警備業協会警備員教育研修センター

- 2 受講申込みに必要な書類等
講習規則別記様式第1号の受講申込書正副2通、印鑑及び写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦横各3cm大の顔写真）3枚
- 3 受講申込手続等
 - (1) 受講受付は、平成17年8月29日（月）から平成17年9月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前10時から午後5時までの間、社団法人福岡県警備業協会警備員教育研修センターにおいて行う。
 - (2) 受講受付は、前記2受講申込みに必要な書類等を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき受講者1人まで有効とする。又、受講者が代理人を兼ねることはできない。）。
 - (3) 受付期間は、前記のとおりであるが、受付期間であっても、受付人員が予定の70人となったときは、受け付けを締め切ることとする。
 - (4) 受講受付後3日以内に、原則的に住居地を管轄する警察署生活安全課又は生活安全刑事課において受講申込みを行い、講習受講手数料38,000円を福岡県領収証紙により納付すること。その際受講票の交付を受けること。
なお、他県居住者については、最寄りの福岡県内の警察署生活安全課又は生活安全刑事課若しくは（社）福岡県警備業協会を通じて行うこと。
- 4 講習委託先の名称等
 - (1) 名称

社団法人福岡県警備業協会

(2) 所在地

福岡市博多区博多駅東 2 丁目 4 番31号第 5 岡部ビル 4 階

5 受付先の名称等

(1) 名称

社団法人福岡県警備業協会警備員教育研修センター

(2) 所在地

福岡市博多区博多駅東 2 丁目 4 番31号第 5 岡部ビル 4 階

6 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた機械警備業務管理者講習受講票を必ず持参すること。
- (2) 講習の詳細について必要があれば、最寄りの警察署、福岡県警察本部生活安全総務課（電話092（641）4141内線3033）に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	公報番号	種 類	回左番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
12・5・24	1665	告 示	840	13	○			表 中	大字 苅田	大字 雨窪